## 破産手続廃止

**平成２８年（フ）第６１９号**
東京都文京区本郷２丁目17番２号
破産者　有限会社エース・プロダクション
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２８年（フ）第４３号**
島根県浜田市朝日町69番地18
破産者　三浦　義雄
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

**平成２８年（フ）第６４号**
徳島県阿波市吉野町西条字原田148番地１、旧住所徳島県阿波市市場町大俣字久光246番地２・徳島県阿波市市場町山野上字末広193番地５・徳島県阿波市市場町香美字秋葉本131－９
破産者　松田　恵美
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第２号**
岩手県奥州市水沢区姉体町字南白山79番地の１
破産者　株式会社板屋組
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所水沢支部

**平成２８年（フ）第６０号**
栃木県那須郡那須町大字高久甲5040番地６
破産者　後藤　陽一
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

**平成２８年（フ）第１９３号**
富山市向新庄町１丁目15番45号
破産者　有限会社平邑組
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第９１号**
富山県南砺市竹内628番地
破産者　ファースト・コントロールズ株式会社
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

**平成２８年（フ）第７９５号**
名古屋市名東区宝が丘52番地
破産者　株式会社フィダ・コーポレーション
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第６０号**
三重県多気郡明和町大字竹川217番地３
破産者　鈴木　一弘
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

**平成２５年（フ）第５６号**
大阪市西区新町３丁目６番17号
破産者　エス・ジェイ株式会社
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

**平成２７年（フ）第２４号**
三重県伊賀市小田町721番地の13
破産者　株式会社歩
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

**平成２８年（フ）第７４号**
三重県名張市つつじが丘南八番町175番地
破産者　株式会社職人大学Ｒｕｎ，Ｎｅｔ
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

**平成２８年（フ）第２４７５号**
大阪市天王寺区国分町２番５号
破産者　前田プレーテイング株式会社
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３８３９号**
堺市西区上野芝向ヶ丘町６丁８番６－３号
破産者　有限会社クエスト
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第４０５５号**
大阪市旭区赤川２丁目11番26号
破産者　株式会社ポータル
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第８７４号**
神戸市中央区磯上通４丁目１―32
破産者　株式会社クレドインターナショナル
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第３１２号**
奈良県生駒郡斑鳩町龍田南６丁目９番７号
破産者　プラテクノ株式会社
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

**平成２８年（フ）第５７号**
佐賀県唐津市藤崎通6880―15、商業登記簿上の本店所在地佐賀県唐津市浜玉町横田下５番地４
破産者　株式会社万葉
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所唐津支部

**平成２８年（フ）第１６３号**
宮崎市田代町187番地４
破産者　株式会社小川建設
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２８年（フ）第８７号**
北海道岩見沢市元町２条東８丁目２番地１　レオパレスファミリアⅢ　206号室
破産者　佐々木　保
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部